

令和 3 年度 運輸安全マネジメントに関する取り組み

株式会社ティ・エイチ・エスでは輸送の安全を確保するための基本的な方針、
その他輸送の安全に係わる情報を以下のとおり公開いたします。

1. 令和 3 年度スローガン

《 安全の確保は輸送の生命である 》

2. 輸送の安全に関する基本的方針

- (1) **安全確保の最優先**がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する**法令及び関連する規定を遵守**し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために**不断の確認**を励行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

◇代表者は輸送の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

◇輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- ◇輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- ◇輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- ◇輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
- ◇輸送の安全に関する情報連絡体制を確立し、社内において必要な情報を共有する。
- ◇輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施する。

4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

事故報告が必要な事故(自動車事故報告規則第 2 条抜粋)

以下の事故を引き起こした場合、30 日以内に事故報告書を提出しなければなりません。

1. 自動車^が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した^{もの}。
2. 10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じた^{もの}。
3. 死者又は重傷者(14 日以上^の入院を要する傷害で、医師の治療期間が 30 日以上^{のもの})を生じた^{もの}。
4. 10 人以上の負傷者を生じた^{もの}。
5. 自動車に積載された次の掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩した^{もの}。
 - ① 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物
 - ② 火薬類取扱法第 2 条第 1 項に規定する火薬類
 - ③ 高圧ガス保安法第 2 条に規定する高圧ガス
 - ④ 原子力基本法第 3 条第 2 項に規定する核燃料物資及びそれらによって汚染された物
 - ⑤ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ⑥ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第 2 に掲げる毒物又は劇物
 - ⑦ 道路運送車両の保安基準第 47 条第 1 項第 3 号に規定する可燃物
6. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 4 号に掲げる傷害が生じた^{もの}。
7. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴う^{もの}。
8. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった^{もの}。
9. 救護義務違反があった^{もの}。
10. 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなった^{もの}。
11. 車両の脱落、被牽引自動車の分離を生じた^{もの}(故障によるものに限る)
12. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させた^{もの}。
13. 高速道路等において、3 時間以上自動車の通行を禁止させた^{もの}。
14. 上記に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示した^{もの}。

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

令和 2 年度の事故類型別の事故件数は、以下の通りです。

項 目	令和元年度件数	令和 2 年度件数
自動車 ^が 転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した ^{もの}	0 件	0 件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた ^{もの}	0 件	0 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保険法施行令第 5 条第 4 号に掲げる傷害が生じた ^{もの}	0 件	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった ^{もの}	0 件	0 件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなった ^{もの}	0 件	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示した ^{もの}	0 件	0 件
総 件 数	0 件	0 件

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

令和 2 年度の事故類型別の事故件数は、以下の通りです。

アルコール検知事案 0 件
物損事故件数 0 件

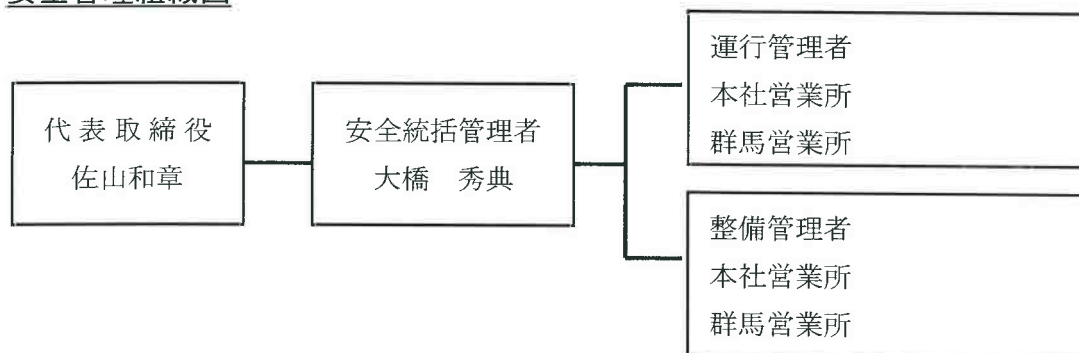
☆平成 21 年 10 月に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けて以来、

自動車事故報告書規則第 2 条に規定する事故はありません。

- ◇運輸安全マネジメント会議の開催(年 4 回)
- ◇社長をはじめ役員による職場巡回の実施(随時)
- ◇飲酒運転防止対策委員会を開催し、飲酒運転撲滅に全社を挙げて取り組む
- ◇ヒヤリハット情報の収集、共有と事故防止への活用
- ◇自然災害に対する具体的な対応策の策定

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理組織図



6. 事故、災害に関する報告連絡体制図

◇「重大事故・事件発生時の緊急連絡体制」

